

道路

## ご存じですか「道路」のこと

●問い合わせ 役場建設課 管理係 ☎096(293)2815

**生活** 活する上で「道路」は、欠かすことのできない公施設です。道路を安全快適に利用するために、ご協力をお願いします。8月10日は「道の日」です。また8月は「道路ふれあい月間」です。

■穴など道路の破損を見つけたら 道路の穴ぼこや破損は、道路の管理者が対応することになります。そのため、破損した道路は、どこが管理しているのかを確認する必要がありますので、場所をお知らせください。町道など町が管理している道路は、町職員が現地を確認し、必要に応じた対応をします(国・県が管理する道路は、その道路の管理者が対応します)。

■道路に張り出した木は切る 私有地から道路に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があります。町や県では切ることはできませんので、土地所有者にせんでん定・刈込みをお願いしています。

木の枝や生垣が道路上に張り出したり覆いかぶさると、通行しづらだけでなく、倒木などにより大きな事故の原因にもなりかねません。

近くでこのような箇所を見かけたら、ご近所同士でお声掛けをお願いします。

■皆さんでできることはご協力をお願いします。

お願ひします。

道路の維持管理、街路樹のせんだ、法面の除草や側溝の清掃などの維持管理費にもたくさんのお金が使われています。道路は、皆さんが通行するために安全な状態にする必要があります。住民の皆さんのご協力をお願いします。



給付金

## ひとり親世帯臨時特別給付金

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

**ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。**

●対象者(①～③のいずれかに該当する人)

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- 公的年金など(遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となつていない人

※②については過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が停止されたと推測される人も対象

●給付額

1世帯5万円

●追加給付

第2子以降1人につき3万円

●対象者

右記の①または②に該当する人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

●給付額 1世帯5万円

給付金の申請手続き

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人

・基本給付

申請は不要です(給付金を希望しない場合のみ届出書の提出が必要)。8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

・追加給付(要申請)

8月の現況届提出に併せて収入が減少している旨の申請をしてください。

②、③に該当する人

・基本給付・追加給付ともに申請が必要です。

・必要書類(給与明細、年金振込通知書など)を添付して申請してください。

※詳細な支給要件や、必要書類については、町ホームページをご確認ください。

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

(平日午前9時～午後6時)

☎0120(400)903

※役場福祉課にも問い合わせ可能です。

国保後期

## 限度額適用・標準負担額減額認定証を申請しませんか

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

**大津町国民健康保険**に加入している人、または後期高齢者医療制度に加入している人で、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口に表示すれば、医療費や入院時食事代の自己負担額が減額されます。また、大津町国民健康保険に加入している人で、住民税課税世帯の人と70歳以上で3割負担の人は「限度額適用認定証」を提示すれば病院の窓口で医療費が減額されます。入院中(入院予定も含む)の人や高額な医療費を支払っている人で、まだ認定証を持っていない人は申請してください。

また、現在「区分Ⅱ」もしくは「区分才」の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、過去1年間に90日以上入院している人は、91日目以降の入院時食事代がさらに減額されます。なお、減額するためには申請が必要です。

●申請場所 役場健康保険課 国保・医療係

●持参するもの

- ・印鑑(スタンプ式不可)
- ・国民健康保険証または後期高齢者被保険者証
- ※過去1年間に90日以上入院したことがある人は次の書類も必要です。
- ・入院時の領収書
- ・現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」

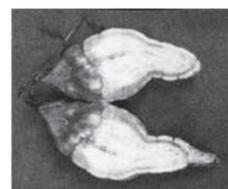
農業

## からいもの新しい病気に注意してください

●問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎096(293)3116

**サツマイモ**基腐病(もとぐされびょう)の発生が平成30年に国内で初めて確認されました。現在、県での発生は確認されていませんが、次のような症状に注意が必要です。

- ・地面近くの茎や葉に近い部分のからいもが黒色・暗褐色に腐敗している。
- ・被害が進行すると、茎の上部やからいも全体に腐敗が拡がり、乾燥して硬くなり、やがて株が枯死する。



防除対策として、苗や土壌の消毒、ほ場の排水対策を十分に行ってください。また、土壌害虫による傷によって菌の侵入が助長される可能性があるため、土壌害虫の防除などにも併せて努めてください。

疑わしい症状が発生した場合は、県北広域本部農業普及・振興課(☎0968(25)4205)、または役場農政課にお問い合わせください。

医療

## 予防接種はお済みですか

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター) ☎096(294)1075

**予** 防接種がお済みでない人は早めの接種をお願いします。対象者には案内などの個人通知を行っています。MR(麻しん・風しん)ワクチン(2期)と、二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)令和2年度の接種対象者(まだ接種していない人が対象)

高齢者用肺炎球菌予防ワクチン接種

今までのワクチンを接種したことがない人を対象とした、定期接種費用助成)の期間が5年間延長となっております。

●対象者

- 令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人
- 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する人

※過去に「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌ワクチン)」を接種したことがある人は、費用助成の対象外です。

※案内などを紛失した場合は、子育て・健診センターで接種履歴を確認の上お渡ししています。子どもの予防接種については必ず母子健康手帳を持参してください。

●接種期間 令和3年3月31日(水)まで	対象者へは、案内と予診票を郵送済みです。できるだけ早めに接種しましょう。
MR(麻しん・風しん)ワクチン第2期	平成26年4月2日～平成27年4月1日 生まれの人
二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期	平成20年4月2日～平成21年4月1日 生まれの人